

ご契約のしおり・約款とあわせて保管してください。



フコクしんらい
smart life partner

保険金・給付金の ご請求について

フコクしんらい生命保険株式会社

保存版

はじめに

この冊子は、お客さまが保険金・給付金のご請求をされる場合のお手続きや、保険金・給付金をお支払いする場合とお支払いできない場合の代表的な事例をご紹介します。

詳しいご説明につきましては、ご契約の際にお渡しした「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

なお、この冊子でご不明な点などがございましたら、下記フリーダイヤルまで、お問い合わせください。

もくじ

- 1 保険金・給付金ご請求の手続きについて……3
- 2 保険金・給付金のご説明……………6
- 3 保険金・給付金のお支払いについて……………9
- 4 保険金・給付金のご請求について……………16
- 5 保険金・給付金と税金……………18



お客さま
サービス室



0120-700-651

ご請求のご連絡をする前に…

保険金・給付金をご請求される際は、次の内容をご確認させていただきますので事前にご準備のうえ、フリーダイヤルまでご連絡ください。

ご確認いただくこと

ご連絡される前に保障内容等についてもご確認ください。

お亡くなりになられたとき



- ご契約の証券番号
- お亡くなりになられた方のお名前
- お亡くなりになられた日
- お亡くなりになられた原因（事故・病気）
- 入院・手術などの有無
- 受取人のお名前とご連絡先
- 保険証券の有無

入院・手術などをされたとき



- ご契約の証券番号
- 入院・手術などをされた方のお名前
- 入院・手術などの原因（事故・病気）
- 正式な手術名・手術日
- 入院期間（入院日、退院日）
- 事故の場合は発生日、場所など

※お亡くなりになられた原因またはご入院などの原因により、確認させていただく項目が異なる場合がございます。

請求お手続の流れ

保険金・給付金の請求方法をご説明します。

お客さま

1
step

ご連絡



ご連絡の内容とは入院・手術などをされた方のお名前・証券番号・治療の状況などです。
(3頁参照)

3
step

ご提出



必要書類をご記入いただき書類の不足がないかご確認のうえ、ご提出ください。

必要書類（請求書、診断書など）は受付後、内容を確認させていただきます。（5頁参照）

フコクしんらい生命

2
step

ご案内



お手続きの詳しいご案内と必要な書類をお送りします。

顧客情報（センシティブ情報）の漏えい防止、迅速にお支払いさせていただくため、ご請求書類は返信用封筒にて直接ご返送ください。

4
step

お支払い



保険金・給付金のお振込みをさせていただきますとともに「お支払いのご案内」をお送りしますのでご確認ください。

保険金・給付金は、ご指定いただいた口座へお支払いいたします。

ご連絡をいただく前に…

- 事前にお手元の保険証券と「ご契約のしおり・約款」でご契約の保障内容をご確認ください。
- ご契約の保障内容について、ご不明な点などがある場合には、フリーダイヤルまでお問い合わせください。



ご注意ください

- 入院・手術証明書（診断書）や戸籍謄本など、ご請求に必要な書類の取得にかかる費用は、お客さまのご負担となります。
- 書類の不足や記載内容に誤りなどがございまして保険金・給付金のお支払いに時間がかかり、ご迷惑をおかけすることになりますので、十分で確認のうえ、ご提出ください。
- ご請求書類のご提出後、あらためて他の書類のご提出をお願いすることもございますのであらかじめご了承ください。



書類をご提出いただいた後…

- 保険金・給付金は、ご請求書類の不足や記載内容に誤りなどがなければ、事実の確認を行う場合を除いて、ご請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内にお支払いいたします。なお、ご請求書類の不足や記載内容に誤りなどがあった場合には、ご連絡をさせていただきます。
- 疾病内容、事故状況、障害状態、治療内容などについて、事実の確認をさせていただく場合がございます。この場合、事前にご連絡をさせていただいたうえで、当社委託会社の担当者がお伺いいたしますのでご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。
- 入院・手術証明書（診断書）などの内容について、医療機関などに照会させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ご契約の約款の規定により、保険金・給付金をお支払いできない場合もございます。



2

保険金・給付金のご説明

ご契約の保険種類・ご加入の時期により、お取扱いが異なる場合がございますので、詳細はご契約の際にお渡しした「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

亡くなられたとき

死亡保険金 (死亡給付金)

被保険者がお亡くなりになられた場合にお支払いする死亡保険金（死亡給付金）です。

災害死亡保険金 (災害死亡給付金)

被保険者が不慮の事故により180日以内にお亡くなりになられた場合にお支払いする保険金です。なお、災害割増特約、傷害特約などを付帯されている場合にお支払いの対象となります。



病気やケガのとき

高度障害保険金



被保険者が所定の高度障害状態になられた場合にお支払いする保険金です。

※ 高度障害保険金が支払われた場合には死亡保険金は重複してお支払いしません

特定疾病保険金

被保険者が悪性新生物（がん）※・急性心筋梗塞※・脳卒中※で所定の状態になられた場合にお支払いする保険金です。お支払いにより、特約は消滅します。

※ 一定の条件を満たすもの

がん保険金

被保険者が悪性新生物（がん）※になられた場合にお支払いする保険金です。お支払いにより、特約は消滅します。

※ 一定の条件を満たすもの

入院

災害入院 給付金



被保険者が不慮の事故により180日以内に傷害の治療を目的としてご入院をされた場合に、入院日数に応じてお支払いする給付金です。

医療保険は入院日数が継続して2日以上の場合、医療保険以外は入院日数が継続して5日以上の場合にお支払いいたします。

医療保険は入院給付金日額に入院日数を乗じて得た金額、医療保険以外は入院給付金日額に入院日数から4日を差し引いた日数を乗じて得た金額となります。

なお、医療保険にご加入か、災害入院特約などを付帯されている場合にお支払いの対象となります。

入院

疾病入院 給付金

被保険者が疾病の治療を目的としてご入院をされた場合に、入院日数に応じてお支払いする給付金です。

医療保険は入院日数が継続して2日以上の場合、医療保険以外は入院日数が継続して5日以上の場合にお支払いいたします。

医療保険は入院給付金日額に入院日数を乗じて得た金額、医療保険以外は入院給付金日額に入院日数から4日を差し引いた日数を乗じて得た金額となります。

なお、医療保険にご加入か、疾病入院特約などを付帯されている場合にお支払いの対象となります。

入院

入院給付金

(成人病保障特約)

被保険者が所定の成人病によってご入院をされた場合に、入院日数に応じてお支払いする給付金です。

入院日数が継続して5日以上の場合にお支払いいたします。

入院給付金日額に入院日数から4日を差し引いた日数を乗じて得た金額となります。成人病保障特約の対象となる成人病は、

「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

なお、成人病保障特約を付帯されている場合にお支払いの対象となります。



入院

入院給付金

(女性医療特約)

被保険者である女性が所定の疾病によってご入院をされた場合に、入院日数に応じてお支払いする給付金です。

入院日数が継続して5日以上の場合にお支払いいたします。

入院給付金日額に入院日数から4日を差し引いた日数を乗じて得た金額となります。

女性医療特約の対象となる疾病は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

なお、女性医療特約を付帯されている場合にお支払いの対象となります。

手術
放射線照射

手術給付金

被保険者が疾病または不慮の事故による傷害の治療を直接の目的として手術をされた場合に、受けた手術に応じてお支払いする給付金です。手術給付金の対象となる手術の範囲を定めており、すべての手術が対象ではありません。

手術給付金の対象となる手術および給付倍率は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。また、入院の有無は問いませんので、日帰り入院の場合も手術給付金はお支払いの対象となります。

なお、医療保険にご加入か、疾病入院特約などを付帯されている場合にお支払いの対象となります。

退院後

災害療養
給付金※医療保険は
退院療養給付金

被保険者が不慮の事故による傷害の治療を目的としてご入院をされた後、生存してご退院された場合にお支払いする給付金です。

（災害入院給付金をお支払いする場合で、その入院給付金をお支払いする入院日数が20日以上（医療保険は入院日数が20日以上、医療保険以外は入院日数が24日以上）となる入院をされた場合に限ります。）

なお、医療保険は退院後療養特約、医療保険以外は災害退院後療養特約を付帯されている場合にお支払いの対象となります。

退院後

疾病療養
給付金※医療保険は
退院療養給付金

被保険者が疾病の治療を目的としてご入院をされた後、生存してご退院された場合にお支払いする給付金です。

（疾病入院給付金をお支払いする場合で、その入院給付金をお支払いする入院日数が20日以上（医療保険は入院日数が20日以上、医療保険以外は入院日数が24日以上）となる入院をされた場合に限ります。）

なお、医療保険は退院後療養特約、医療保険以外は疾病退院後療養特約を付帯されている場合にお支払いの対象となります。



CASE

1

死亡保険金のお支払い

告知義務違反による解除

ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せずにご加入されたが、ご加入1年後に「慢性C型肝炎」とは全く因果関係のない「胃がん」で死亡された場合。



お支払い
できます

ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せずにご加入され、ご加入1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝がん」で死亡された場合。



お支払い
できません

解説



ご契約にご加入いただく際には、その時の被保険者の健康状態について正確に告知いただく必要がございます。故意または重大な過失によって事実を告知されなかったか、事実と異なる内容を告知された場合には、ご契約は解除させていただくこととなり、保険金等はお支払いできません。
ただし、告知義務違反の対象となった事実と、ご請求原因との間に、全く因果関係が認められない場合には、保険金等をお支払いいたします。

CASE
2

災害死亡保険金のお支払い

免責事由への該当

＜被保険者の不注意＞

被保険者が居眠り運転をして路肩に衝突し、死亡された場合。

＜軽度の酒酔い状態での事故＞

酒に酔っていたが、横断歩道を通常に歩行していて、走行してきた車にはねられ死亡された場合。



お支払い
できます

＜被保険者の重大な過失＞

被保険者が、危険であることを認識できる状況で高速道路を逆走して対向車と衝突し、死亡された場合。

＜泥酔状態を原因とする事故＞

泥酔して道路上で寝込んでいるところ車にはねられて死亡された場合。



お支払い
できません

解説

ご契約（特約）により、災害死亡保険金をお支払いできない場合（免責事由）を定めており、そのいずれかに該当する場合には、災害死亡保険金はお支払いできません。

《一般的にお支払いできない例》

- ・ 保険契約者、被保険者の故意または重大な過失による場合
- ・ 被保険者の精神障害を原因とする場合
- ・ 被保険者の泥酔の状態を原因とする場合



CASE
3

高度障害保険金のお支払い

所定の障害状態への該当

ご契約加入後に発病した「脊髄小脳変性症」によって全身の機能が低下し、食事の摂取、排泄や排泄の後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴の全てにおいて、自力では全く不可能で、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ回復の見込みがない場合。

お支払い
できます

「脳梗塞」の後遺症として左半身の麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、食事の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える場合。

お支払い
できません

解 説

高度障害保険金は、約款所定の障害状態に該当し、かつ回復の見込みがない場合にお支払いいたします。

したがって、約款所定の障害状態に該当しない場合にはお支払いできません。

なお、高度障害保険金のお支払いの対象となる約款所定の障害状態は、身体障害者福祉法などに定める1級の障害状態などは異なります。

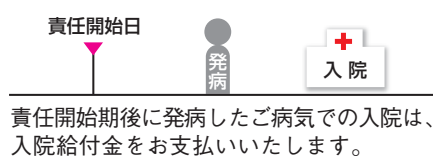


CASE
4

入院給付金のお支払い

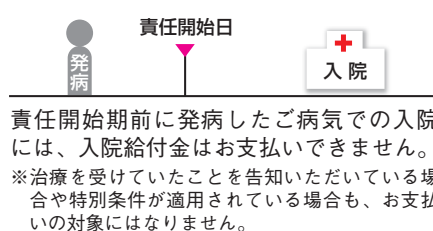
責任開始前の発病

ご契約の加入後に発病した椎間板ヘルニアにより入院された場合。



お支払い
できます

ご契約の加入前より治療を受けていた椎間板ヘルニアが、ご契約の加入後に悪化し入院された場合。



お支払い
できません

解説



入院給付金等は、一般的にご契約（特約）の責任開始期以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害を原因とする場合をお支払いの対象と定めています。したがって、責任開始期前に発病した疾病や、責任開始期前に発生した不慮の事故による傷害を原因とする場合にはお支払いできません。

なお、責任開始期前に発病した病気や責任開始期前の事故を原因とする場合でも、責任開始の日からその日を含めて2年経過後の入院など、約款に定めがあるときは、保険金・給付金をお支払いすることがあります。

CASE
5

入院給付金のお支払い

支払い日数限度の超過

1回の入院に対して支払われる限度日数が120日の場合、「大腸がん」で130日間入院され、退院から200日後に再び同じ「大腸がん」で90日間入院された場合。1回目の入院は120日分、2回目の入院は90日分（入院特約については、5日目からのお支払いとなるため86日分）お支払いいたします。



お支払い
できます

1回の入院に対して支払われる限度日数が120日の場合、「大腸がん」で130日間入院され、退院から100日後に再び同じ「大腸がん」で90日間入院された場合。1回目の入院は120日分お支払いいたしますが、2回目の入院は180日以内に再入院された場合、1回目の入院と同一の入院とみなして通算される結果、支払日数の限度（120日）を超過することになりますので、お支払いできません。



お支払い
できません

解 説

ご契約（特約）により、1回の入院に対して支払われる限度日数が定められており、その日数を越えた入院につきましては、給付金をお支払いできません。

なお、いったん退院され同一の疾病で180日以内に再入院された場合、1回の入院とみなして入院日数を通算いたします。



CASE
6

手術給付金のお支払い

所定の手術への該当

右下腹部に圧痛があり、虫垂炎と診断され、虫垂を切除する手術（虫垂切除術）を受けられた場合。



お支払い
できます



扁桃炎を繰り返すため、扁桃を切除する手術（扁桃切除術）を受けられた場合。

扁桃切除術は約款に定める「対象となる手術および給付倍率表」に該当する手術ではありませんので、お支払いできません。



お支払い
できません

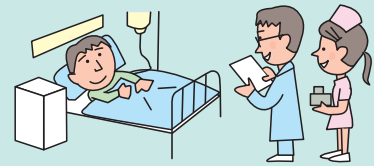
解説



ご契約（特約）により、手術給付金のお支払いの対象となる手術の範囲を定めており、そのいずれにも該当しない手術を受けられた場合には、手術給付金はお支払いできません。



手術給付金のお支払い対象の手術と お支払い対象外の手術について



お支払いできます

手術名

- 皮膚形成術 (25cm²以上)
- 植皮術 (25cm²以上)
- ※所定の規程がございますので上記以外の場合にはお問い合わせください。
- 乳房切断術 ●乳房全摘術
- 乳腺全摘術
- アキレス腱縫合術
- 骨折観血的手術 (指以外)
- 十字靭帯形成術
- 漏斗胸手術
- 慢性副鼻腔炎根本手術
- 鼻中隔矯正術
- ストリッピング ●大動脈瘤切除術
- 静脈瘤根本手術 ●内シャント設置術
- ペースメーカー移植術
- 胆のう摘出術 ●虫垂摘出術
- 胆石手術 ●ヘルニア根本手術
- 大腸ポリープ切除術 ●痔瘻根本手術
- 腎摘出術 ●膀胱腫瘍摘出術
- 腎破裂縫合術 ●ボマリー手術
- 腎周囲膿瘍切開術
- 帝王切開術 ●子宮筋腫手術
- 子宮円錐切除術 ●睾丸固定術
- 下垂体腫瘍摘出術
- 甲状腺摘出術
- 脳動脈瘤流入血管クリッピング
- 神経移植術
- 顔面神経再生および移植術
- 眼内レンズ挿入術 ●水晶体手術
- 虹彩離断術 ●裂孔閉鎖強膜内陥術
- レーシック
- 内耳全摘手術
- 真珠腫性中耳炎根治術
- 乳様洞開放術
- ガンマナイフ
- 新生物根治放射線照射 (5000ラド以上・50グレイ以上)

皮膚

乳房

筋骨

呼吸部・胸部

循環器

消化器

泌尿器

性器

内分泌器

神経

視器

聴器

その他

お支払いできません

手術名

- 皮膚良性腫瘍摘出術
- 外傷による縫合 (創傷処理)
- 乳管腺葉区域切除術 ●乳腺腫瘍摘出術
- 乳房腫瘍摘出術
- プレート除去術 ●デブリードマン手術
- 徒手による骨折整復術
- 骨折の手術に伴う技釘術 ●抜歯
- 鼻茸摘出術 ●アデノイド切除術
- 扁桃切除術 ●上咽頭ポリープ摘出術
- 鼻甲介切除術 ●がま腫 (ラヌラ) 摘出術
- 外シャント血栓除去術 ●下肢静脈結紮術
- 下肢静脈瘤硬化療法
- 大腿動脈カニューレション
- 経皮的エタノール注入術 (PEIT)
- 外痔核血栓摘出術 ●肛門ポリープ切除術
- 痔核硬化療法 (ジオン注射)
- 唾液腺管形成手術
- 腎生検穿刺 ●膀胱穿刺
- 腎盂洗浄 ●外尿道口切開術
- 子宮頸管粘膜ポリープ切除術
- 陰囊膿瘍切開術
- 包茎手術 ●卵管結紮術
- 上皮小体移植術
- 神経ブロック
- 結膜縫合術 ●眼瞼膿瘍切開術
- 角膜層状剥離術
- 鼓膜切開
- 中耳内チューブ留置術
- 吸引・穿刺

4

保険金・給付金のご請求に

死亡保険金や入院給付金・手術給付金などをご請求される場合、ご契約の内容によって他の保険金・給付金もお支払できる可能性がございます。

ご請求に際しては以下の点もご確認のうえ、フリーダイヤルまでご連絡ください。

複数のご契約に加入されている場合

被保険者が複数のご契約に加入されている場合



加入されているご契約が他にないかご確認ください。

ご家族が加入されているご契約に付加された配偶者定期保険特約などの被保険者になられている場合



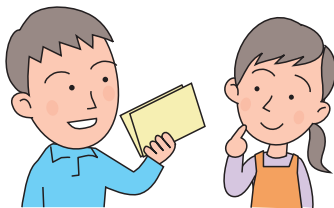
ご家族が加入されているご契約に、以下の特約が付加されていないかご確認ください。

配偶者定期保険特約

疾病入院特約の家族型

※
など

※本人・配偶者・子型／本人・配偶者型／本人・子型



死亡保険金の請求の場合

お亡くなりになる前に

入 院

手 術

をしたとき



死亡保険金だけでなく入院・手術給付金のお支払いの対象となる可能性があります。

以下の特約または契約に加入されていないかご確認ください。

疾病入院特約

医療保険

など

ご注意

お支払いできる条件については、ご契約の保険種類・ご契約の時期によって異なる場合があります。詳細につきましては、「保険証券」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

入院給付金・手術給付金を請求される場合

特定疾病になったとき

ご病気が次のいずれかのとき

悪性新生物（がん）※

急性心筋梗塞※

脳卒中※

※一定の条件を満たすもの



ご加入の保障内容によっては、特定疾病保険金のお支払いの対象となる可能性があります。

以下の特約または保険に加入されていないかご確認ください。

特定疾病保障定期保険特約

など

悪性新生物（がん）※になったとき



※一定の条件を満たすもの



ご加入の保障内容によっては、がん保険金・給付金のお支払いの対象となる可能性があります。

以下の特約に加入されていないかご確認ください。

がん保障定期保険特約

がん診断給付金特約

所定の高度障害状態になったとき

ご病気や不慮の事故によって高度障害状態になったとき

両眼が見えなくなった 両腕を切断した

下半身が完全に麻痺してしまった

喉頭全摘出を行った など



高度障害保険金のお支払いや保険料払込免除の対象となる可能性があります。

ご加入いただいているご契約により対象となる内容が異なります。

不慮の事故により所定の障害状態になったとき

不慮の事故により障害状態になったとき

片眼が見えなくなった

両耳が聞こえなくなった

手足または指を切断した

半身が完全に麻痺してしまった など



保険料払込免除の対象となる可能性があります。

また、傷害特約にご加入の場合、障害給付金のお支払いの対象となる可能性があります。

余命6カ月以内と診断されたとき

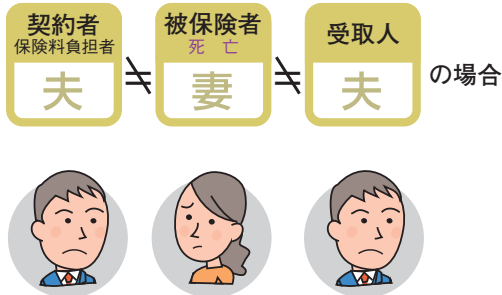


死亡保険金の一部または、全部を生前にお受取になることができます。

リビングニース特約

死亡保険金・死亡給付金

パターン1



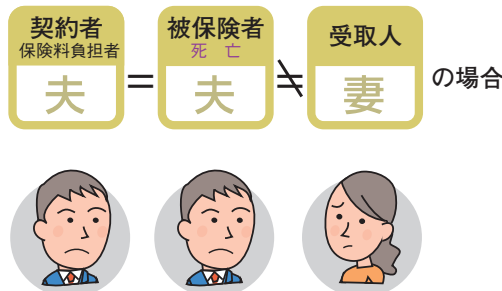
所得税・住民税

課税対象額は？

$$\left(\left(\begin{array}{c} \text{保険金} \\ + \\ \text{積立配当金} \end{array} - \begin{array}{c} \text{払込保険} \\ \text{料総額} \end{array} \right) - 50\text{万円} \right) \times \frac{1}{2}$$

配当金は保険金の額に含めて課税対象

パターン2



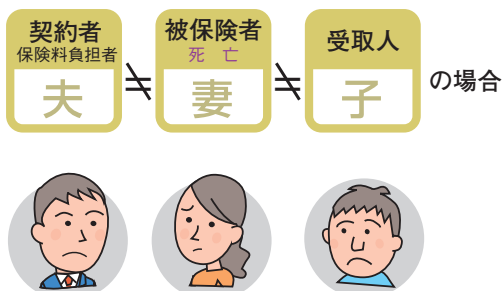
相続税

課税対象額は？

$$\begin{array}{c} \text{保険金} \\ + \\ \text{積立配当金} \end{array} - \left[500\text{万円} \times \left(\begin{array}{c} \text{法定相続} \\ \text{人数} \end{array} \right) \right]$$

配当金は保険金の額に含めて課税対象

パターン3



贈与税

課税対象額は？

$$\begin{array}{c} \text{保険金} \\ + \\ \text{積立配当金} \end{array} - \begin{array}{c} \text{(基礎控除額)} \\ - 110\text{万円} \end{array}$$

配当金は保険金の額に含めて課税対象



高度障害保険金

生命保険に加入すると死亡だけでなく高度障害のときも保険金が支払われる契約がありますが、保険金の受取人が被保険者本人や配偶者もしくは直系血族、または生計を一にするその他の親族の場合は、全額非課税となります。



非課税

特 定 疾 病 保 険 金

が ん 保 険 金

特 定 状 態 保 険 金
(リビング・ニーズ特約)



非課税

障 害 給 付 金

入 院 給 付 金

手 術 給 付 金

が ん 診 断 給 付 金



非課税

記載の税務の取扱について



- 平成20年12月現在の税制・関係法令等に基づき、税務の取扱等について記載しております。
- 今後、税務の取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
- 記載内容は一般的なもので、すべての商品をご説明したものではありません。
- 個別の税務取扱等については**税理士**や**所轄の国税局・税務署等**にご確認ください。

保険金・給付金

ご請求時によくある質問



Q1

入院を何度も繰り返す場合に、
診断書は1枚にまとめられますか？

A1

診断書に、それぞれの入院期間と治療内容を詳しく記載していただき、数回分のご入院を1枚の診断書にまとめていただくことは可能です。

Q2

入院が長引きそうです。
退院前に入院給付金を
請求できますか？



A2

ご退院前でも給付金のご請求は可能です。残りの入院給付金をご請求される場合には、改めて診断書をご提出ください。なお、この場合には医療機関にお支払いいただく診断書発行料が改めて必要になりますので、予めご了承ください。

Q3

日帰り手術をしたのですが、
手術給付金の請求はできますか？

A3

日帰り手術でも、手術給付金のご請求は可能です。ただし、お支払いの対象とはならない手術もあります。ご請求にあたっては病名と手術の正式名称を医師にご確認のうえ、フリーダイヤルにお問い合わせください。

Q4

入院給付金を受け取るのに
どれくらいの日数が
かかりますか？



A4

診断書等のご請求書類が当社本社に到着し、書類に不備がない場合には書類到着日翌日から5営業日以内にお支払いします。また、ご請求の内容によっては事実の確認が必要になることがあり、確認手続きに1カ月程度要することがあります。この場合には、ご請求書類到着後、速やかにお客さまにご連絡いたします。

Q5

請求手続きの際に、改姓・改名の手
続きをしていないことに気付いたの
ですが、どうすればよいでしょうか？

A5

ご請求手続きと同時に、改姓・改名のお手続きも必要となりますので、フリーダイヤルまでご連絡ください。

●お問い合わせは



0120-700-651

受付時間：9時～17時

(土・日・祝日・年末年始 等、当社休業日を除きます)

フクしんらい生命保険株式会社

〒160-6132 東京都新宿区西新宿 8-17-1